

# 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

高単位ビタミンB<sub>12</sub>製剤

日本薬局方 シアノコバラミン注射液

**シアノコバラミン注1000 $\mu$ g 「NP」**

CYANOCOBALAMIN INJECTION

剤形	水性注射剤
製剤の規制区分	処方せん医薬品（注意－医師等の処方せんにより使用すること）
規格・含量	1管（1mL）中 日本薬局方 シアノコバラミン 1,000 $\mu$ g
一般名	和名：シアノコバラミン（JAN） 洋名：Cyanocobalamin（JAN）
製造販売承認年月日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2013年 2月 15日（販売名変更による） 薬価基準収載年月日：2014年 6月 20日（販売名変更による） 発売年月日：1984年 5月
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売：ニプロ株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	ニプロ株式会社 医薬品情報室 TEL:0120-226-898 FAX:06-6375-0177 医療関係者向けホームページ <a href="http://www.nipro.co.jp/">http://www.nipro.co.jp/</a>

本 I F は 2014 年 4 月 改訂の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ

<http://www.info.pmda.go.jp/> にてご確認ください。

## I F利用の手引きの概要 ―日本病院薬剤師会―

### 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I Fと略す）の位置付け並びにI F記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてI F記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年9月に日病薬医薬情報委員会においてI F記載要領2008が策定された。

I F記載要領2008では、I Fを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-I Fが提供されることとなった。

最新版のe-I Fは、（独）医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I Fを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-I Fの情報を検討する組織を設置して、個々のI Fが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F記載要領の一部改訂を行いI F記載要領2013として公表する運びとなった。

### 2. I Fとは

I Fは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はI Fの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたI Fは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

#### 【I Fの様式】

- ①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ②I F記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。

- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

#### [I Fの作成]

- ①I Fは原則として製剤の投与経路別（内用剤，注射剤，外用剤）に作成される。  
②I Fに記載する項目及び配列は日病薬が策定したI F記載要領に準拠する。  
③添付文書の内容を補完するとのI Fの主旨に沿って必要な情報が記載される。  
④製薬企業の機密等に関するもの，製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。  
⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領2013」（以下，「I F記載要領2013」と略す）により作成されたI Fは，電子媒体での提供を基本とし，必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

#### [I Fの発行]

- ①「I F記載要領2013」は，平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。  
②上記以外の医薬品については，「I F記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。  
③使用上の注意の改訂，再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ，記載すべき内容が大きく変わった場合にはI Fが改訂される。

### 3. I Fの利用にあたって

「I F記載要領2013」においては，PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は，電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のI Fについては，医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが，I Fの原点を踏まえ，医療現場に不足している情報やI F作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ，I Fの利用性を高める必要がある。また，随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては，I Fが改訂されるまでの間は，当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等，あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに，I Fの使用にあたっては，最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお，適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり，その取扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

I Fを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし，薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により，製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I Fは日病薬の記載要領を受けて，当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから，記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は，I Fがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり，インターネットでの公開等も踏まえ，薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

# 目 次

## I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯 ..... 1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性 ..... 1

## II. 名称に関する項目

1. 販売名 ..... 2
2. 一般名 ..... 2
3. 構造式又は示性式 ..... 2
4. 分子式及び分子量 ..... 2
5. 化学名（命名法） ..... 2
6. 慣用名，別名，略号，記号番号 ..... 2
7. CAS 登録番号 ..... 2

## III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質 ..... 3
2. 有効成分の各種条件下における安定性 ..... 3
3. 有効成分の確認試験法 ..... 3
4. 有効成分の定量法 ..... 3

## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形 ..... 4
2. 製剤の組成 ..... 4
3. 注射剤の調製法 ..... 4
4. 懸濁剤，乳剤の分散性に対する注意 ..... 4
5. 製剤の各種条件下における安定性 ..... 5
6. 溶解後の安定性 ..... 5
7. 他剤との配合変化（物理化学的変化） ..... 5
8. 生物学的試験法 ..... 5
9. 製剤中の有効成分の確認試験法 ..... 5
10. 製剤中の有効成分の定量法 ..... 5
11. 力価 ..... 5
12. 混入する可能性のある夾雑物 ..... 5
13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 ..... 6
14. その他 ..... 6

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果 ..... 7
2. 用法及び用量 ..... 7
3. 臨床成績 ..... 7

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群 ..... 9
2. 薬理作用 ..... 9

## VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法 ..... 10
2. 薬物速度論的パラメータ ..... 10
3. 吸収 ..... 10
4. 分布 ..... 11
5. 代謝 ..... 11
6. 排泄 ..... 11
7. トランスポーターに関する情報 ..... 12
8. 透析等による除去率 ..... 12

## VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由 ..... 13
2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む） ..... 13
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由 ..... 13
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由 ..... 13
5. 慎重投与内容とその理由 ..... 13
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法 ..... 13
7. 相互作用 ..... 13
8. 副作用 ..... 13
9. 高齢者への投与 ..... 14
10. 妊婦，産婦，授乳婦等への投与 ..... 14
11. 小児等への投与 ..... 14
12. 臨床検査結果に及ぼす影響 ..... 14
13. 過量投与 ..... 14
14. 適用上の注意 ..... 14
15. その他の注意 ..... 15
16. その他 ..... 15

## IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 ..... 16
2. 毒性試験 ..... 16

<b>X. 管理的事項に関する項目</b>			
1. 規制区分	17	14. 再審査期間	18
2. 有効期間又は使用期限	17	15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	18
3. 貯法・保存条件	17	16. 各種コード	18
4. 薬剤取扱い上の注意点	17	17. 保険給付上の注意	19
5. 承認条件等	17	<b>XI. 文献</b>	
6. 包装	17	1. 引用文献	20
7. 容器の材質	17	2. その他の参考文献	20
8. 同一成分・同効薬	17	<b>XII. 参考資料</b>	
9. 国際誕生年月日	18	1. 主な外国での発売状況	21
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	18	2. 海外における臨床支援情報	21
11. 薬価基準収載年月日	18	<b>XIII. 備考</b>	
12. 効能又は効果追加, 用法及び用量変更 追加等の年月日及びその内容	18	その他の関連資料	22
13. 再審査結果, 再評価結果公表年月日及び その内容	18		

---

## I. 概要に関する項目

---

### 1. 開発の経緯

シアノコバラミン（ビタミン B<sub>12</sub>）は、悪性貧血に有効な因子の一つとして 1948 年に肝抽出物から単離された<sup>1)</sup>。本邦では 1955 年に上市されている。

シアノコバラミンを 1,000 μg 含有するアンプル製剤であるビタミン B<sub>12</sub> 注射液「ヒシヤマ」は、薬発第 698 号及び薬審第 718 号（昭和 55 年 5 月 30 日）に基づき規格及び試験方法を設定、長期保存試験を実施し、1984 年 5 月に承認を取得、販売を開始した。2007 年 12 月には、医療事故防止対策\*として販売名をビタミン B<sub>12</sub> 注 1000 μg 「NP」と変更した。その後、2013 年 2 月に、販売名をシアノコバラミン注 1000 μg 「NP」に変更し\*\*、2014 年 2 月には、製造販売承認をニプロ(株)が承継した。

\*「医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取扱いについて」

（平成 12 年 9 月 19 日付医薬発第 935 号厚生省医薬安全局長通知）に基づく

\*\*「医療用後発医薬品の承認申請にあたっての販売名の命名に関する留意事項について」（平成 17 年 9 月 22 日付薬食審査発第 0922001 号）に基づく

### 2. 製品の治療学的・製剤学的特性

○ビタミン B<sub>12</sub> は、生体内での広範な代謝に関わる反応の補酵素として関与しており、特に核酸の合成・造血および髄鞘の形成維持に重要な役割を果たしていることが知られている。本剤は注射剤のため、内因子の介在なしに体内に取り込まれ、ビタミン B<sub>12</sub> としての作用を発揮する。

○臨床的には、ビタミン B<sub>12</sub> 欠乏症の予防及び治療、ビタミン B<sub>12</sub> の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦等）、巨赤芽球性貧血、広節裂頭条虫症、悪性貧血に伴う神経障害、吸収不全症候群（スプルー等）、ビタミン B<sub>12</sub> の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される栄養性及び妊娠性貧血、胃切除後の貧血、肝障害に伴う貧血、放射線による白血球減少症、神経痛、末梢神経炎、末梢神経麻痺の場合に対し、有用性が認められている。

○重大な副作用としては、アナフィラキシー様症状があらわれることがある（頻度不明）。

## Ⅱ. 名称に関する項目

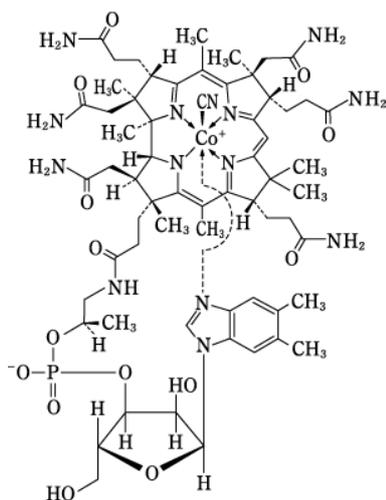
### 1. 販売名

- (1) 和 名 : シアノコバラミン注 1000  $\mu$ g 「NP」  
(2) 洋 名 : CYANOCOBALAMIN INJECTION  
(3) 名称の由来 : 有効成分であるシアノコバラミンに剤形及び含量を記載し、NIPRO から「NP」を付した。

### 2. 一般名

- (1) 和 名 (命名法) : シアノコバラミン (JAN)  
(2) 洋 名 (命名法) : Cyanocobalamin (JAN)  
(3) ステム : 不明

### 3. 構造式又は示性式



### 4. 分子式及び分子量

分子式 :  $C_{63}H_{88}CoN_{14}O_{14}P$

分子量 : 1355.37

### 5. 化学名 (命名法)

*Co*  $\alpha$  - [  $\alpha$  - (5,6-Dimethyl-1*H*-benzimidazol-1-yl) ] - *Co*  $\beta$  - cyanocobamide (IUPAC)

### 6. 慣用名, 別名, 略号, 記号番号

別名 : ビタミン B<sub>12</sub>

### 7. CAS 登録番号

68-19-9

---

### Ⅲ. 有効成分に関する項目

---

#### 1. 物理化学的性質

##### (1) 外観・性状

暗赤色の結晶又は粉末である。

##### (2) 溶解性

水にやや溶けにくく、エタノール (99.5) に溶けにくい。

##### (3) 吸湿性

吸湿性である。

##### (4) 融点 (分解点), 沸点, 凝固点

該当資料なし

##### (5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

##### (6) 分配係数

該当資料なし

##### (7) その他の主な示性値<sup>1)</sup>

pH: 本品 0.10g を新たに煮沸して冷却した水 20mL に溶かした液の pH は 4.2  
～7.0 である。

乾燥減量: 12%以下 (50mg、減圧・0.67kPa 以下、酸化リン (V)、100℃、4  
時間)

#### 2. 有効成分の各種条件下における安定性<sup>1)</sup>

弱い多酸性塩基で、湿気をさえぎれば空気中でも安定であるが、強い光に長時間さらすと分解し、210～220℃に加熱すると黒変する。本品の水溶液は中性又は pH4.5～5.0 で最も安定であるが、強酸性又はアルカリ性で長時間放置すると酸アミドの加水分解を初めとする種々の分解反応が起こる。光があれば分解は促進される。

#### 3. 有効成分の確認試験法<sup>1)</sup>

日本薬局方の医薬品各条の「シアノコバラミン」確認試験法による。

#### 4. 有効成分の定量法<sup>1)</sup>

日本薬局方の医薬品各条の「シアノコバラミン」定量法による。

---

## IV. 製剤に関する項目

---

### 1. 剤形

#### (1) 剤形の区別, 外観及び性状

1) 区別: 水性注射剤

2) 含量: 1 管 (1mL) 中 日本薬局方 シアノコバラミン 1,000  $\mu$ g

3) 外観及び性状: 淡赤色～赤色澄明の水性注射液

無色のガラスアンプル

#### (2) 溶液及び溶解時の pH, 浸透圧比, 粘度, 比重, 安定な pH 域等

pH: 4.0～5.5

浸透圧比 (生理食塩液に対する比): 約 1

#### (3) 注射剤の容器中の特殊な気体の有無及び種類

窒素

### 2. 製剤の組成

#### (1) 有効成分 (活性成分) の含量

1 管 (1mL) 中 日本薬局方 シアノコバラミン 1,000  $\mu$ g

#### (2) 添加物

1 管 (1mL) 中 塩化ナトリウム (等張化剤) 適量

塩酸 (pH 調整剤) 適量

#### (3) 電解質の濃度

該当資料なし

#### (4) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

#### (5) その他

該当しない

### 3. 注射剤の調製法

該当しない

### 4. 懸濁剤, 乳剤の分散性に対する注意

該当しない

## 5. 製剤の各種条件下における安定性<sup>2)</sup>

長期保存試験

試験条件：室温（1～30℃）

最終包装形態（容器：ガラス製無色アンプル、外包装：紙箱）

項目及び規格	試験開始時	12 カ月後	24 カ月後	36 カ月後
性状（淡赤色～赤色澄明の液）	適合	適合	適合	適合
含量（95～115%）	108.5	107.8	107.3	107.3

[n=3（12 カ月後 n=1、24 カ月後 n=2）]

最終包装製品を用いた長期保存試験 [室温（1～30℃）、3 年間] の結果、通常の市場流通下において 3 年間安定であることが確認された。

## 6. 溶解後の安定性

該当資料なし

## 7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）<sup>3)</sup>

pH 変動試験

試料 pH	変化点までに 要した mL 数	最終 pH または 変化点 pH	pH 移動 指数	変化所見
4.2	0.1mol/L HCl 10	1.1	3.1	変化なし
	0.1mol/L NaOH 10	12.9	8.7	変化なし

## 8. 生物学的試験法

該当しない

## 9. 製剤中の有効成分の確認試験法<sup>4)</sup>

日本薬局方の医薬品各条の「シアノコバラミン注射液」確認試験法による。

## 10. 製剤中の有効成分の定量法<sup>4)</sup>

日本薬局方の医薬品各条の「シアノコバラミン注射液」定量法による。

## 11. カ価

該当しない

## 12. 混入する可能性のある夾雑物

該当資料なし

13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

アンプルカット時の異物混入を避けるため、首部の周りをエタノール綿等で清拭すること。

14. その他

該当しない

---

## V. 治療に関する項目

---

### 1. 効能又は効果

- ビタミン B<sub>12</sub> 欠乏症の予防及び治療
- ビタミン B<sub>12</sub> の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦等）
- 巨赤芽球性貧血
- 広筋裂頭条虫症
- 悪性貧血に伴う神経障害
- 吸収不全症候群（スプルー等）
- 下記疾患のうち、ビタミン B<sub>12</sub> の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合  
ただし、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない。
  - ・栄養性及び妊娠性貧血
  - ・胃切除後の貧血
  - ・肝障害に伴う貧血
  - ・放射線による白血球減少症
  - ・神経痛
  - ・末梢神経炎、末梢神経麻痺

### 2. 用法及び用量

シアノコバラミンとして、通常、成人 1 回 1,000  $\mu$ g (1mL) までを皮下、筋肉内又は静脈内注射する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

### 3. 臨床成績

#### (1) 臨床データパッケージ

該当資料なし

#### (2) 臨床効果

該当資料なし

#### (3) 臨床薬理試験

該当資料なし

#### (4) 探索的試験

該当資料なし

#### (5) 検証的試験

##### 1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2) 比較試験

該当資料なし

3) 安全性試験

該当資料なし

4) 患者・病態別試験

該当資料なし

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査・特定使用成績調査（特別調査）・製造販売後臨床試験（市販後臨床試験）

該当資料なし

2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当資料なし

---

## VI. 薬効薬理に関する項目

---

### 1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

ヒドロキシコバラミン酢酸塩、メコバラミン

### 2. 薬理作用

#### (1) 作用部位・作用機序

ビタミン B<sub>12</sub> である。多くの代謝系に関与し、正常な発育、造血、神経組織のミエリン鞘形成等に重要な役割を果たしている。DNA 合成過程で必要な葉酸を活性化することにより、間接的に DNA 合成に関与するほか、メチルマロニル CoA からサクシニル CoA への転換反応に関与することによって造血機能を促進する。また、還元型 SH 基の保護、メチオニン合成時の役割を介して蛋白合成にも影響を及ぼし、髄鞘の形成促進作用、グリア細胞での核酸・蛋白代謝を改善する。

#### (2) 薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

#### (3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

---

## VII. 薬物動態に関する項目

---

### 1. 血中濃度の推移・測定法

(1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

(2) 最高血中濃度到達時間

該当資料なし

(3) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

### 2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

該当資料なし

(4) 消失速度定数

該当資料なし

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

### 3. 吸収

該当資料なし

#### 4. 分布

- (1) 血液－脳関門通過性  
該当資料なし
- (2) 血液－胎盤関門通過性  
該当資料なし
- (3) 乳汁への移行性  
該当資料なし
- (4) 髄液への移行性  
該当資料なし
- (5) その他の組織への移行性  
該当資料なし

#### 5. 代謝

- (1) 代謝部位及び代謝経路<sup>1)</sup>  
体内に入ったビタミン B<sub>12</sub> は血流あるいはリンパ液によって運ばれ、肝、腎中で adenosylating enzyme により、ATP に由来する 5' -デオキシアデノシル基が結合し、補酵素型 B<sub>12</sub> あるいは一部メチルコバラミンに変換する。このものはたん白と結合して組織中に貯蔵され、メチルマロニル CoA イソメラーゼ反応や、メチルコバラミンの関与するメチル基転移反応などの補酵素として生理的に重要な役割を演じる。また、他の水溶性ビタミンと比べて体内貯留性が強い。
- (2) 代謝に関与する酵素 (CYP450 等) の分子種  
該当資料なし
- (3) 初回通過効果の有無及びその割合  
該当資料なし
- (4) 代謝物の活性の有無及び比率  
該当資料なし
- (5) 活性代謝物の速度論的パラメータ  
該当資料なし

#### 6. 排泄

- (1) 排泄部位及び経路  
該当資料なし
- (2) 排泄率<sup>1)</sup>  
1000  $\mu$ g 筋注で、72 時間以内に尿中に排泄されるのは、注射量の 60% である。
- (3) 排泄速度  
該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

---

## Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

---

### 1. 警告内容とその理由

該当しない

### 2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

禁忌（次の患者には投与しないこと）

本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

### 3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

### 4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

### 5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

### 6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

該当しない

### 7. 相互作用

#### （1）併用禁忌とその理由

該当しない

#### （2）併用注意とその理由

該当しない

### 8. 副作用

#### （1）副作用の概要

本剤は、副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

#### （2）重大な副作用と初期症状

重大な副作用（頻度不明）

アナフィラキシー様症状

アナフィラキシー様症状があらわれることがあるので、このような場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

(3) その他の副作用

種類\頻度	頻度不明
過敏症 <sup>注1)</sup>	発疹、そう痒感

注1)このような症状があらわれた場合には、投与を中止すること。

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患，合併症，重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）」の項

「8. 副作用」の項 を参照。

9. 高齢者への投与

該当資料なし

10. 妊婦，産婦，授乳婦等への投与

該当資料なし

11. 小児等への投与

該当資料なし

「14. 適用上の注意」の項参照。

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

1) 筋肉内投与時

筋肉内注射にあたっては、組織・神経等への影響を避けるため、下記の点に配慮すること。

(1) 筋肉内注射はやむを得ない場合にのみ、必要最小限に行うこと。同一部位への反復注射は行わないこと。特に低出生体重児、新生児、乳児、幼児、小児には注意すること。

(2) 神経走行部位を避けるよう注意すること。

(3) 注射針を刺入したとき、激痛を訴えたり、血液の逆流をみた場合は、直ちに針を抜き、部位を変えて注射すること。

(4)注射部位に疼痛、硬結をみることがある。

2) **アンプルカット時**

本剤は、ワンポイントカットアンプルを使用しているため、アンプル頭部のマークを上にして反対側（下の方向）に軽く力を加えてカットすること。なお、アンプルカット時の異物混入を避けるため、首部の周りをエタノール綿等で清拭すること。

15. **その他の注意**

該当しない

16. **その他**

該当しない

---

## Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

---

### 1. 薬理試験

- (1) 薬効薬理試験 (「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照)
- (2) 副次的薬理試験  
該当資料なし
- (3) 安全性薬理試験  
該当資料なし
- (4) その他の薬理試験  
該当資料なし

### 2. 毒性試験

- (1) 単回投与毒性試験  
該当資料なし
- (2) 反復投与毒性試験  
該当資料なし
- (3) 生殖発生毒性試験  
該当資料なし
- (4) その他の特殊毒性  
該当資料なし

---

## X. 管理的事項に関する項目

---

### 1. 規制区分

製 剤：シアノコバラミン注 1000  $\mu$ g 「NP」 処方せん医薬品<sup>注2)</sup>

注2) 注意－医師等の処方せんにより使用すること

有効成分：日本薬局方 シアノコバラミン 該当しない

### 2. 有効期間又は使用期限

使用期限：製造後 3 年（安定性試験結果に基づく）

（「IV. 製剤に関する項目」の「5. 製剤の各種条件下における安定性」の項を参照。）

### 3. 貯法・保存条件

室温・遮光保存

### 4. 薬剤取扱い上の注意点

#### （1）薬局での取り扱い上の留意点について

「VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目」の「14. 適用上の注意」の項を参照。

#### （2）薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）

該当しない

#### （3）調剤時の留意点について

「VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目」の「14. 適用上の注意」の項を参照。

### 5. 承認条件等

該当しない

### 6. 包装

1mL×50 管

### 7. 容器の材質

ガラス製無色アンプル

### 8. 同一成分・同効薬

同一成分薬：シアノコバラミン注射液

同 効 薬：コバマミド、ヒドロキシコバラミン酢酸塩、メコバラミン 等

9. 国際誕生年月日

該当しない

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日：2013年2月15日（販売名変更による）

承認番号：22500AMX00814000

[注1]旧販売名：ビタミン B<sub>12</sub> 注射液「ヒシヤマ」承認年月日：1984年5月11日

[注2]旧販売名：ビタミン B<sub>12</sub> 注 1000 μg「NP」承認年月日：2007年3月22日

[注3]2014年2月28日に製造販売承認を承継

11. 薬価基準収載年月日

2014年6月20日

[注1]ビタミン B<sub>12</sub> 注射液「ヒシヤマ」（旧販売名）：1984年5月11日

経過措置期間終了：2008年8月31日

[注2]ビタミン B<sub>12</sub> 注 1000 μg「NP」（旧販売名）：2007年12月21日

経過措置期間終了：2015年3月31日

12. 効能又は効果追加，用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果，再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬（あるいは投与）期間に関する制限は定められていない。

16. 各種コード

販売名	HOT（9桁）番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード （YJコード）	レセプト 電算コード
シアノコバラミン注 1000 μg「NP」	107113909	3136402A3017 (3136402A3181)	620711309

## 17. 保険給付上の注意

本剤は、診療報酬上の後発医薬品に該当しない。

---

## XI. 文献

---

### 1. 引用文献

- 1) 第十六改正 日本薬局方 解説書 (廣川書店) C-1801(2011)
- 2) ニプロ(株)社内資料: 安定性 (長期保存) 試験
- 3) ニプロ(株)社内資料: pH 変動試験
- 4) 第十六改正 日本薬局方 解説書 (廣川書店) C-1807(2011)

### 2. その他の参考文献

該当資料なし

---

## XII. 参考資料

---

### 1. 主な外国での発売状況

該当しない

### 2. 海外における臨床支援情報

妊婦に関する海外情報（FDA、オーストラリア分類）

本邦における使用上の注意「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項の記載は以下のとおりであり、米FDA、オーストラリア分類とは異なる。

【使用上の注意】「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」

該当資料なし

	分類
FDA : Pregnancy Category	C (2011 年)
オーストラリアの分類 (Australian categorisation system for prescribing medicines in pregnancy)	—

参考：分類の概要

FDA：

C : Animal reproduction studies have shown an adverse effect on the fetus, there are no adequate and well-controlled studies in humans, AND the benefits from the use of the drug in pregnant women may be acceptable despite its potential risks. OR animal studies have not been conducted and there are no adequate and well-controlled in humans.

---

### XIII. 備考

---

#### その他の関連資料

該当資料なし

**ニフ.〇株式会社**  
大阪市北区本庄西3丁目9番3号